

次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、長野県（以下「県」という。）の地勢や特徴を踏まえた課題解決に資する先進的なドローン等や空飛ぶクルマの活用モデル（以下「信州モデル」という。）の構築・事業化を目指す民間事業者等を支援し、新たな事業スキーム創出と県内での社会実装を加速させるため、予算の範囲内で、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) ドローン等 航空法において定義される「無人航空機」及び「無操縦者航空機」を指し、狭義のドローンを指す回転翼型（マルチコプター等）に限らず、VTOL 型（垂直離着陸型）、固定翼型航空機、無人ヘリコプター等を含む、人や操縦者が乗らない空モビリティを指す。
- (2) 空飛ぶクルマ 航空法において定義される「マルチローター」及び「垂直離着陸飛行機」を指し、人が乗ることを想定して開発されている次世代の航空機を指す。

（補助対象事業）

第3 本事業において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、第1に規定する趣旨に則り、県内複数市町村に跨る課題の解決又はイノベーション創出に資する事業とする。

- (1) 「信州モデル」構築を図るため実施する事業の全部又は一部であって、県を題材に行われる調査
- (2) 「信州モデル」構築を図るため実施する事業の全部又は一部であって、県内で行われる実証実験

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 国又は県が支出する他の支出金及び補助金の交付を受けた事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

（補助対象者及び補助率等）

第4 本事業の補助対象者、補助対象経費、補助率、補助上限額及び下限額は、別表1のとおりとする。

（事業計画書の提出等）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金事業計画書（様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書（様式第1号の2）
- (2) 次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金実施計画書（様式第2号）

- (3) 次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金経費内訳書（様式第3号）
- (4) 共同企業体協定書（写し・任意様式） ※共同企業体の場合のみ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類

（採択の通知）

- 第6 知事は、第1項の書類の提出があった場合において、補助金を交付することが適当と認めるときは、予算の範囲内において、補助金額の内示を含む補助金採択結果通知書を対象者に送付するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
 - 3 知事は、補助金の採択を行う場合には、別に定める審査委員会を設置し、事業計画書類の内容を評価した上で、採択する対象者を決定するものとする。

（補助金交付の申請）

- 第7 前条の規定による通知のあった者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の書類の提出期限は別に定める。
 - 3 補助金の交付申請をするに当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金事前着手届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（交付の条件）

- 第8 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。
- (1) 補助事業を変更しようとするときは、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金補助事業変更承認申請書（様式第6号）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助対象事業の目的、成果に大きな影響を及ぼさない事業計画の細部の変更である場合、かつ補助対象経費の総額が30パーセント以内の変更である場合を除く。
 - (2) 補助事業を中止しようとするときは、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金補助事業中止承認申請書（様式第7号）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないときは、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金事業期間延長承認申請書（様式第8号）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けること。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
 - (5) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に補助対象経費について補助金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、県に納入させることがあること。

（申請の取下げ）

- 第9 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日以内に次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金交付申請取下書（様式第9号）を知事に提出し

て行うものとする。

（事故の届出）

第10 補助事業が補助金交付の年度内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金補助事業事故報告書（様式第10号）を知事に提出してその指示を受けるものとする。

（実績報告）

第11 規則第12条第1項に規定する実績報告は、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金補助事業実績報告書（様式第11号）及び次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金補助事業収支報告書（様式第12号）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付請求）

第12 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金交付（概算払）請求書（様式第13号）を知事に提出するものとする。

（取得財産等の処分の制限）

第13 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金財産処分承認申請書（様式第14号）によるものとする。

2 規則第19条第1項第2号及び第3号に規定する機械、器具及び財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。次項において「省令」という。）に定められているものとし、別に定める場合を除き、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（成果の公表）

第14 補助事業者は、公開可能な範囲における事業内容や成果について、広く周知・公表するように努めなければならない。

2 知事は、県又は信州次世代空モビリティ活用推進協議会が主催する会議やイベントの場において、補助事業の成果発表を行うことを補助事業者に求めることができるものとする。

（書類の提出部数等）

第15 この要綱に規定する書類を知事に提出する部数は、正本1部とする。

（その他）

第16 この要綱の規定にない書類等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 6 月13日から施行する。

(別表 1)

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額 (1事業当たり)	補助下限額 (1事業当たり)
企業等の法人格を有する団体及び個人事業主、又はこれらから構成されるグループ	【ドローン等型】 謝金、消耗品費・原材料費、装置・システム購入費、機器等リース料・使用料、委託費、保険料、広告宣伝費 ※事業完了日までに支払いを完了した経費に限る ※消費税及び地方消費税を除いた額とする ※前年度に採択した事業については、事業内容の進化・深化や他地域への横展開が行われるなど、別の事業とみなすことができ、かつモデル性がある事業のみ採択可能とする	1/2 以内	5,000 千円	1,000 千円
	【空飛ぶクルマ型】 謝金、消耗品費・原材料費、装置・システム購入費、機器等リース料・使用料、委託費、保険料、広告宣伝費、設置工事費、安全対策費、運搬費、印刷製本費 ※事業完了日までに支払いを完了した経費に限る ※消費税及び地方消費税を除いた額とする			